

別紙 1

「敦賀市おくやみハンドブック」協働発行业務仕様書

1 事業の目的

この事業は、おくやみ関連情報を一冊にまとめた冊子である「おくやみハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を敦賀市と民間事業者等（以下「事業者」という。）が協働で発行することで、死亡後の手続きに関する情報を遺族等に提供することを目的とする。

2 冊子の規格等

- (1) 冊子の内容 敦賀市のおくやみ手続きに関する情報
- (2) 規格 A4判（中綴じ、横書き、左開き）
- (3) 紙質 カラー印刷に適したもの、かつ耐久性に適したもの
- (4) ページ数・印刷色 50ページ程度、フルカラー
- (5) 部数 1,300部／年（予定）提案により変更可
- (6) 発行日 初回は令和7年11月から12月頃を予定。以降は敦賀市と事業者との協議の上決定する。
- (7) その他 広告は、「おくやみに関する広告」を主とすることとする。また、全ての広告の掲載割合は冊子全体の原則30%以内とし、表紙、裏表紙への広告掲載は不可とする。

3 期間及び納品

- (1) 履行期間は、協定締結日から令和10年3月31日までとする。
- (2) 広告及びおくやみ手続きの方法等に関する情報の更新は年1回行うこととする。
- (3) 冊子は毎年1回納品することとし、令和7年度の納品場所は以下のとおりとする。
令和8年度以降、納品先が変更となる場合は事前に敦賀市と事業者が協議することとする。また、冊子のデータ及び冊子の広告を除いたデータファイルを敦賀市が指定した方法により納品すること。
- (4) 納品場所 敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市役所 市民生活部 市民課

4 データの活用

広告を除いたデータファイルは、敦賀市のホームページに掲載して活用するほか、納品数の配布が完了した後は、冊子用のデータを敦賀市で印刷し活用することがある。

5 事業者の経費負担等

本事業に要する一切の経費は、事業者が集める広告掲載による収入により賄うものとし、敦賀市は経費を負担しない。事業者が冊子を納品する費用についても同様とする。また、事業者は、広告主の応募がない場合も、自らの責任において本事業を履行すること。

6 業務負担

本事業に関する業務分担は以下のとおりとする。

項 目	内 容	敦賀市	事業者
編 集	全体企画	○	○
	行政情報の原稿提供	○	
	原稿の編集 (デザイン・レイアウト等)		○ (敦賀市と協議)
	原稿の校正・チェック	○	○
広 告	募集		○
	広告の審査書類とりまとめ		○
	審査	○	
	広告制作		○
	広告収入		○
印刷・製本	印刷・製本作業		○
納 品	完成品の検品	○	○
	完成品の納品		○

7 広告の表示並びに事業者の責務

- (1) 広告の内容は、「敦賀市広告事業実施要綱」及び「敦賀市広告掲載基準」を遵守する。
- (2) 広告の規格及び掲載位置については、利用者が通読する際に妨げとならないものとする。
- (3) 広告主の募集は事業者が行い、その収入は事業者に属する。
- (4) 事業者は、掲載しようとする全ての広告内容について、事前に当該原案を敦賀市に提出し、承認を得ること。広告の差替えを行う場合も同様とすること。
- (5) 広告の掲載に当たっては、広告である旨を明記するほか、掲載される広告の商品・広告主等を敦賀市が推奨しているものでない旨を記載すること。
- (6) 行政情報以外の問合せ先が事業者となる旨を明記すること。
- (7) 事業者は、広告に関する苦情その他の問題が生じたときは、全ての責任を負い直ちに問題の解決にあたること。
- (8) 広告の内容が「敦賀市広告事業実施要綱」、「敦賀市広告掲載基準」及び関係法令に違反している場合並びに敦賀市役所に配置する広告としてふさわしくないと敦賀市が判断し、広告内容の修正もしくは削除を敦賀市が指示した場合、無償かつ速やかにこれに従うこと。この場合において、広告主に対し損害の補償等を行う必要が生じたときは、事業者の責任と負担において対応すること。

8 留意事項

- (1) 事業者は、本事業を行う上で知り得た情報を他人に漏らしてはならない。
- (2) 事業者は、本事業により知り得た個人情報を本事業の目的以外に使用してはならない。なお、本事業の事業期間終了後においても同様とする。
- (3) 事業者が本事業の実施に際し、敦賀市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- (4) 本事業の実施により発生した著作権（広告の部分に係る著作権を除く）については、敦賀市に帰属するものとする。
- (5) 本事業において作成した成果品等は敦賀市に帰属するものとする。事業者は敦賀市の許可なく使用してはならない。
- (6) 本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、事業者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、事業者はその責任の一切を負うこと。

9 その他

- (1) 上述した内容は、事業者決定後、別途協議し決定する。
- (2) 冊子作成にあたり、全般にわたって敦賀市と連絡、調整しながら行うものとする。
- (3) 校正は毎年最低2回以上行うものとし、敦賀市と事業者が協議してその回数及び方法等について決定する。
- (4) 事業者は、納品日から配布終了までの期間において、落丁及び乱丁などあれば必要に応じてその差し替え要望に対応する。
- (5) この事業仕様書に定めのない事項及びその他必要事項について疑義が生じたときは、敦賀市と速やかに協議のうえ対応を決定する